



この欄には書かないでください。

通信日付印の年月日	確認印	一連番号	番 号
年 月 日			

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

住所 (又は事業所・事務所・居所など) 職業

フリガナ 氏 名

電話 番号

年 月 日 提出

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

還 付 請 求 金 額 (下の還付請求金額の計算書の⑳の金額) 円

純損失の金額の生じた年分	年分	請求の事由 (該当する文字を○で囲んでください。)	左の事実の生じた年月日	この純損失の金額について、既に繰戻しによる還付を受けた事実の有無
純損失の金額を繰戻す年分 (純損失の金額の生じた年分の前年分を書きます。)	年分	事業の 廃止 休止 譲渡 相続	休業期間 ...	有・無 ...

還 付 請 求 金 額 の 計 算 書 (書き方は裏面に説明してあります。)

○申告書と一緒に提出してください。

		金 額				金 額				
		円				円				
平成 年分の 純損失の金額	A 純損失の金額	①	②	③	B Aに繰り戻す前年分の金額	④	⑤	⑥		
	純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	C 課税される金額	⑦	⑧	⑨	E 繰戻される後の課税金額	⑩	⑪	⑫	⑬
		D ⑦に対する税額	⑭	⑮	⑯	F ⑩に対する税額	⑰	⑱	⑲	⑳
計		㉓	㉔	㉕	計	㉖	㉗	㉘	㉙	
定率減税相当額	㉚	㉛	㉜	定率減税相当額	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	
⑬-⑭ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	⑮-⑯ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	⑰-⑱ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	⑲-⑳ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	㉓-㉔ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	㉕-㉖ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	㉗-㉘ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	㉙-㉚ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	㉛-㉜ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	㉝-㉞ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	
源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	⑯	⑰	⑱	純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (㉖-㉗)と㉘のいずれか少ない方の金額	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	

千円未満の端数は、切り捨ててください。

還付される税金の受取場所

(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合) 銀行 本店・支店

金庫・組合 農協・漁協 本所・支所

預金 口座番号

(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合) 貯金口座の記号番号

(郵便局等の窓口受取りを希望する場合)



この欄には書かないでください。

通信日付印の年月日	確認印	索引番号	番 号
年 月 日			

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

住所 (又は事業所・事務所・居所など) 職業

フリガナ 氏 名

電話 番号

年 月 日 提出

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

還 付 請 求 金 額 (下の還付請求金額の計算書の⑳の金額) 円

純損失の金額の生じた年分	年分	請求の事由 (該当する文字を○で囲んでください。)	左の事実の生じた年月日	この純損失の金額について、既に繰戻しによる還付を受けた事実の有無
純損失の金額を繰戻す年分 (純損失の金額の生じた年分の前年分を書きます。)	年分	事業の 廃止 休止 譲渡 相続	休業期間 ...	有・無 ...

還 付 請 求 金 額 の 計 算 書 (書き方は裏面に説明してあります。)

○申告書と一緒に提出してください。

		金 額				金 額				
		円				円				
平成 年分の 純損失の金額	A 純損失の金額	①	②	③	B Aに繰り戻す前年分の金額	④	⑤	⑥		
	純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	C 課税される金額	⑦	⑧	⑨	E 繰戻される後の課税金額	⑩	⑪	⑫	⑬
		D ⑦に対する税額	⑭	⑮	⑯	F ⑩に対する税額	⑰	⑱	⑲	⑳
計		㉓	㉔	㉕	計	㉖	㉗	㉘	㉙	
定率減税相当額	㉚	㉛	㉜	定率減税相当額	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	
⑬-⑭ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	⑮-⑯ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	⑰-⑱ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	⑲-⑳ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	㉓-㉔ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	㉕-㉖ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	㉗-㉘ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	㉙-㉚ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	㉛-㉜ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	㉝-㉞ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	
源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	⑯	⑰	⑱	純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (㉖-㉗)と㉘のいずれか少ない方の金額	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	

千円未満の端数は、切り捨ててください。

還付される税金の受取場所

(銀行等の口座に振込みを希望する場合) 銀行 本店・支店

金庫・組合 農協・漁協 本所・支所

預金 口座番号

(日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合) 郵便貯金口座の記号番号

(郵便局窓口での受取りを希望する場合) 郵便局

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。</p> <p>2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>(1) 「平成 年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>イ 「平成 年分の純損失の金額」欄 空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。</p> <p>ロ 「A 純損失の金額」①～③欄の各欄 純損失の金額の内訳を書きます。 この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その年の前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする方で、既にその一部を繰戻した金額があるとき、又は廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。</p> <p>ハ 「B Aのうち前年分に繰戻す金額」④～⑥欄の各欄 「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰戻す金額をそれぞれ書きます。 なお、純損失の金額は、その全部を繰戻さないで、一部を繰戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。</p> <p>(2) 「前年分の税額」⑦～⑯の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑨欄及び「D Cに対する税額」⑩～⑬欄の各欄 純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額(分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しをしている場合は、その繰戻した金額を差し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。</p> <p>ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄 純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部を繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額)を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。</p> <p>(3) 「繰戻し額控除後の税額」⑰～⑲欄の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑰～⑱欄の各欄 「C 課税される所得金額」⑦～⑨から「B Aのうち前年分に繰戻す金額」④～⑥を差し引いた金額を書きます。 なお、その差し引きかたについては、一定の順序がありますから、詳しくは税務署におたずねください。</p> <p>ロ 「F Eに対する税額」⑳～㉓欄の各欄 「⑰」～「⑱」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。 なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑ですから税務署におたずねください。</p> <p>(4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、</p> <p>① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、</p> <p>② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、</p> <p>書いてください。 なお、還付される税金の受取りには預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)への振込みをご利用ください。 (注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。</p>	<p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。</p> <p>2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>(1) 「平成 年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>イ 「平成 年分の純損失の金額」欄 空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。</p> <p>ロ 「A 純損失の金額」①～③欄の各欄 純損失の金額の内訳を書きます。 この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その年の前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする方で、既にその一部を繰戻した金額があるとき、または廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。</p> <p>ハ 「B Aのうち前年分に繰戻す金額」④～⑥欄の各欄 「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰戻す金額をそれぞれ書きます。 なお、純損失の金額は、その全部を繰戻さないで、一部を繰戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。</p> <p>(2) 「前年分の税額」⑦～⑯の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑨欄及び「D Cに対する税額」⑩～⑬欄の各欄 純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額(分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しをしている場合は、その繰戻した金額を差し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。</p> <p>ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄 純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部を繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額)を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。</p> <p>(3) 「繰戻し額控除後の税額」⑰～⑲欄の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑰～⑱欄の各欄 「C 課税される所得金額」⑦～⑨から「B Aのうち前年分に繰戻す金額」④～⑥を差し引いた金額を書きます。 なお、その差し引きかたについては、一定の順序がありますから、詳しくは税務署(所得税担当)におたずねください。</p> <p>ロ 「F Eに対する税額」⑳～㉓欄の各欄 「⑰」～「⑱」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。 なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑ですから税務署(所得税担当)におたずねください。</p> <p>(4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、</p> <p>① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、</p> <p>② 日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望される場合は、口座の記号番号を、</p> <p>③ 郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りに便利な郵便局名を、</p> <p>書いてください。 なお、預貯金口座への振込みを希望される場合は、ご本人名義の口座に限ります。</p>